

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和4年度予算額

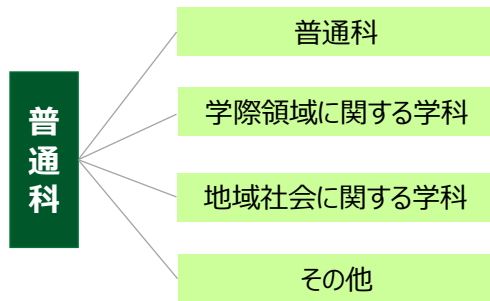
2億円  
(新規)

令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を実現するため、令和4年度から設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

## 事業内容

### ① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科を設置する予定の高等学校等に対し、設置にあたって義務化されている関係機関等との連携協力体制の整備や、配置が努力義務化されているコーディネーターの配置など、新学科設置の取組を推進する。



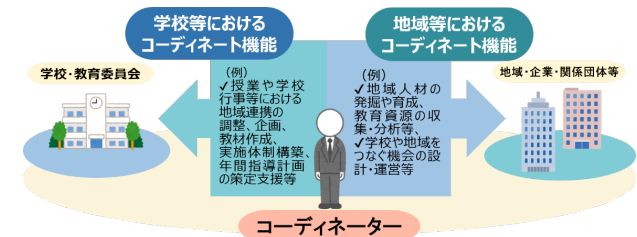
### ② 創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成の推進のため、遠隔・オンライン教育や質が確保された通信教育を活用した新たな方法による学びを実現する。具体的には、(1) Society 5.0に対応する先端的な学び、(2) 自分のペースでの学習に着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



### ③ 高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等をつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的に効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象  
校種

国公立の高等学校

委託先

学校設置者、民間団体等（予定）

箇所数  
単価  
補助率

① 24校 5,600千円 / 1校  
② 8箇所 6,000千円 / 1校  
③ 1団体 20,000千円 / 1団体

委託  
対象経費

① 新学科の設置に必要な経費（委託）  
② 新たな教育方法を用いた学びに必要な経費（委託）  
③ プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費（委託）

## 背景・課題

- 高等学校には多様な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、**生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要**。
- 令和3年1月の中央教育審議会答申等においては、**高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための教育が必要**とされた。
- 文部科学省においては、令和3年3月31日の省令改正により、「普通教育を主とする学科」として「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」等の**普通科以外の学科を設置可能**とした。

## 事業内容：普通科改革の実現に資する先進的な取組に係る調査研究

### ① 特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法の開発

⇒学際領域学科又は地域社会学科を設置するために必要な、**特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法を開発**することにより、**革新的な教育活動を実践**し、その検証を行うこと。（令和5年度又は令和6年度の学科設置に向けた検討を行う高等学校等においては、カリキュラム及び教育方法の開発により革新的な教育の実現を目指すこと。）

※そのカリキュラム及び教育方法が**全国的に見て先進的であり、他の高等学校における普通科改革のモデルとなるもの**であること。

### ② 関係機関等との連携協力体制の整備、連携協力を担うコーディネーターの配置

⇒コンソーシアムを置く等、学際領域学科は、**大学等、国の機関又は国際機関その他国際的な活動を行う国内外の機関等との連携協力体制を**、地域社会学科においては、**地域の行政機関又は事業者その他地域の活性化に資する活動を行う機関等との連携協力体制を整備**すること。また、その連携協力が円滑に行われるよう、**連絡調整を担うコーディネーターを配置**すること。

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業） 全体像（イメージ）

## 【高等学校改革の推進に向けた 研究開発】

（民間等の調査機関 1箇所）

### 研究内容

- ◆ 普通科改革支援事業における調査研究の取組を検証し、成果や課題を抽出し、事業の指定校以外にも参照可能な高等学校改革の事例の横展開及び評価指標の作成
- ◆ 調査研究の成果の普及に関する取組

調査

情報提供

研究開発の委託

研究成果の報告・  
成果指標の提案

## 【高等学校における調査研究 24箇所】

### 研究内容

- ◆ 学際領域学科又は地域社会学科を設置するために必要な特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法の開発
- ◆ 関係機関等との連携協力体制の整備、連携協力を担うコーディネーターの配置
- ◆ 学際領域学科又は地域社会学科の設置及びその検討に関する理解促進・普及を図るための広報活動の実施

調査研究  
の委託

研究成果  
の報告

文部科学省

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）指定校一覧 （第一次募集）



文部科学省

管理機関	指定校	教育課程の特色
北海道教育委員会	釧路湖陵高等学校	学際的な分野に関する学校設定科目と、「総合的な探究の時間」や各教科・科目を有機的に結び付けた探究的な学習を重視した教育活動の実施
北海道教育委員会	大樹高等学校	地域探究と台湾大樹区との国際交流を核とした「大樹学PLUS」、高大連携や企業連携による「大樹高STEAM」での地域社会の課題や魅力に着目した学び
岩手県教育委員会	大槌高等学校	地域社会を舞台に学ぶ実践的な問いからはじまる探究をはじめ、「学ぶことが楽しい」と思う魅力的な学びの環境を地域とともに創出
学校法人北上学園	専修大学北上高等学校	「未来を創る力」を育むために、自分の学びたいことを自立的に深め、学びたいことと地域・世界がつながり学ぶことの意味が見える「学び」の実現
学校法人信愛学園	浜松学芸高等学校	文理融合した教科横断的・系統的な地域での学びをカリキュラムとして構築し、ARTの視点を用いたプロジェクトに取り組み、地域への成果還元を行う
三重県教育委員会	上野高等学校	SDGsに関する学習、プログラミングやSTEAMリテラシーの育成等、国内外を学びの場とした探究プログラムによる、文理が融合した新たな学び
京都市教育委員会	開建高等学校	広い学習空間・ラーニングポッド(L-pod)による自由な発想で学べる環境づくりや、魅力あふれる京都をフィールドにした探究活動の実施
兵庫県教育委員会	柏原高等学校	地域力を活用した探究活動の実践による学びの深化を通じて、「多様な価値観を共有する人材」を育成する教育課程
兵庫県教育委員会	御影高等学校	人文・社会科学に、自然科学分野も取り込んだ学際的な学びを展開し、課題に協働的に取り組み、広い価値を創造する生徒を育てる

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）指定校一覧 （第一次募集）



文部科学省

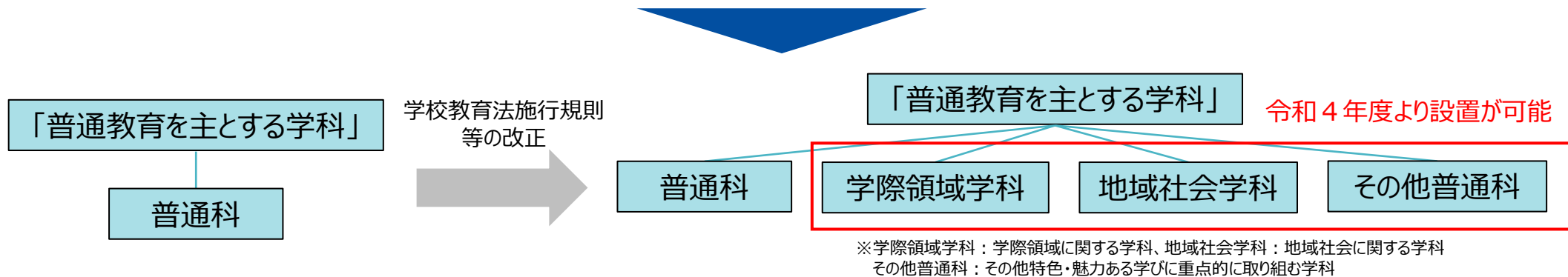
管理機関	指定校	教育課程の特色
和歌山県教育委員会	串本古座高等学校	地域の多様な教育資源を活用した「宇宙探究コース」「地域探究コース」の設置を通じたSociety5.0を生き抜くために必要な能力の育成
和歌山県教育委員会	新宮高等学校	蘇りの地「熊野」にかかわる学際的な学びによる、気づきや問いに誠実に向き合う広く深い学びの実現
島根県教育委員会	隠岐島前高等学校	離島発「グローバル人材」育成のための「教科・探究学習が有機的に融合したカリキュラム」
愛媛県教育委員会	三崎高等学校	地域社会学を教育課程に位置づけたSTEAM教育・キャリア教育の推進等による「みさこうSTEAM教育」の実現
高知県教育委員会	清水高等学校	ジョン万次郎の生涯を紐解き、現代社会の諸相についてSDGsの視点から考察することを通して、「21世紀のジョン万次郎」を育成
福岡県教育委員会	八幡高等学校	学校設定教科「知の統合」による教科科目横断型授業と総合的な探究の時間「夢現プロジェクト」との往還
北九州市教育委員会	北九州市立高等学校	SDGsの視点から社会課題を捉え、探究活動と「産・官・学・民」の連携により社会変革とビジネスの一致を目指し、未来の社会をけん引する力を育成
長崎県教育委員会	松浦高等学校	「松高キャリア・プランニング」や「まつナビ・プロジェクト」（地域課題解決型学習）における探究活動等による、地域社会の未来を担うリーダーの育成
宮崎県教育委員会	飯野高等学校	学校設定科目「グローバル共創探究」による地域をフィールドとした探究活動や「超探究の日」等による、次世代に必要な力を地域と共育する学び

(参考)

# 普通科改革について

# 「普通教育を主とする学科」の弾力化 – 普通科改革の意義・概要

- 普通科には高校生の約7割が在籍する一方で、**生徒の能力・適性や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題がある**との指摘もなされており、「普通」の名称から**一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすい**ところ、普通科においても、生徒や地域の実情に応じた**特色・魅力ある教育を実現**する。
- 普通科において特色・魅力ある教育を行うにあたって、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、総合的な探究の時間を軸として、**生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための多様な分野の学びに接することができるようにする**。



## 学際領域学科

現代的な諸課題のうち、**SDGsの実現**や**Society5.0の到来に伴う諸課題**に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の**特色・魅力ある学び**に重点的に取り組む学科

## 地域社会学科

現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする**地域社会が抱える諸課題**に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した**実践的な特色・魅力ある学び**に重点的に取り組む学科

## その他普通科

その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく**特色・魅力ある学び**に重点的に取り組む学科

# 「普通教育を主とする学科」の弾力化 – 新学科の要件

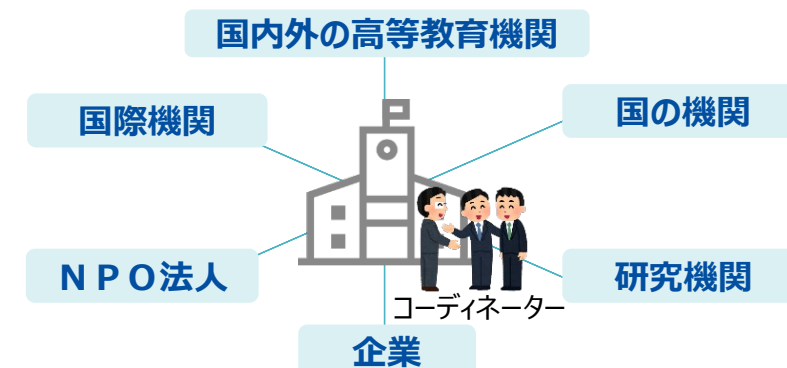
- (1) 各学科の特色等に応じた**学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させること
- (2) 学際領域学科においては、**大学等の連携協力体制を整備**すること
- (3) 地域社会学科においては、**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**すること
- (4) 学際領域学科及び地域社会学科においては、**関係機関等との連携を行う職員の配置**その他の措置を講じるよう努めること

## 新たな学科において考えられる学校設定科目の例

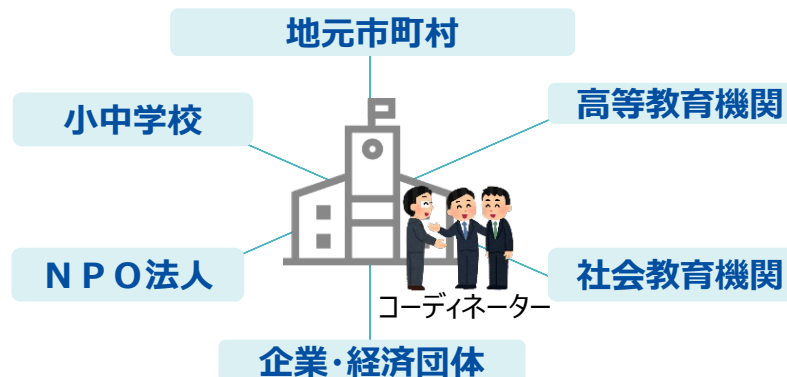
社会科学 研究	社会科学的な考え方をを用いて現在の経済活動を読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、社会課題の解決策を提案
クリティカル シンキング	文脈の中で抽象語を理解し、複数の立場から論じられている文章の読解等を通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育成
グローバル探 究	データに基づく論理的思考や調査手法等の研究手法を学ぶとともに、グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究活動を実施
地域学	フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握。収集した情報を整理・活用し、課題を明確化し、行政・地域・福祉施設等との協議を通して、具体的な解決策を提案。こうした学習の課程においてコミュニケーション能力や交渉力を育成

## 連携協力体制

<学際領域学科の例>



<地域社会学科の例>





## 総合的な探究の時間

・各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」を踏まえ、新たな学科において着目する社会的課題を踏まえた総合的な探究の時間の目標・内容を設定

・各学科において、目標を実現するにふさわしい探究課題を設定。「学際領域に関する学科」は複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みも超えるようなボーダレスな課題に、「地域社会に関する学科」は地域社会の様々な課題と魅力に着目し、探究の過程を通して資質・能力を育成

・各教科・科目等や社会的課題に対応した学校設定教科・科目の特質に応じた「見方・考え方」を総合・統合しながら、「探究の見方・考え方」として働かせる

## 新たな学科の教育課題に対応した学校設定教科・科目

・「学際領域に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する社会的課題に関連した新たな学問領域における最新の学術的知見等に関する系統的な知識及び技能等に基づき、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させて、当該社会的課題の分析や解決に資する統合的な学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく最先端の学びを実現

・「地域社会に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する地域社会の課題や魅力に関する知見を基にして、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能を身に付け、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させて、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく実践的な学びを実現

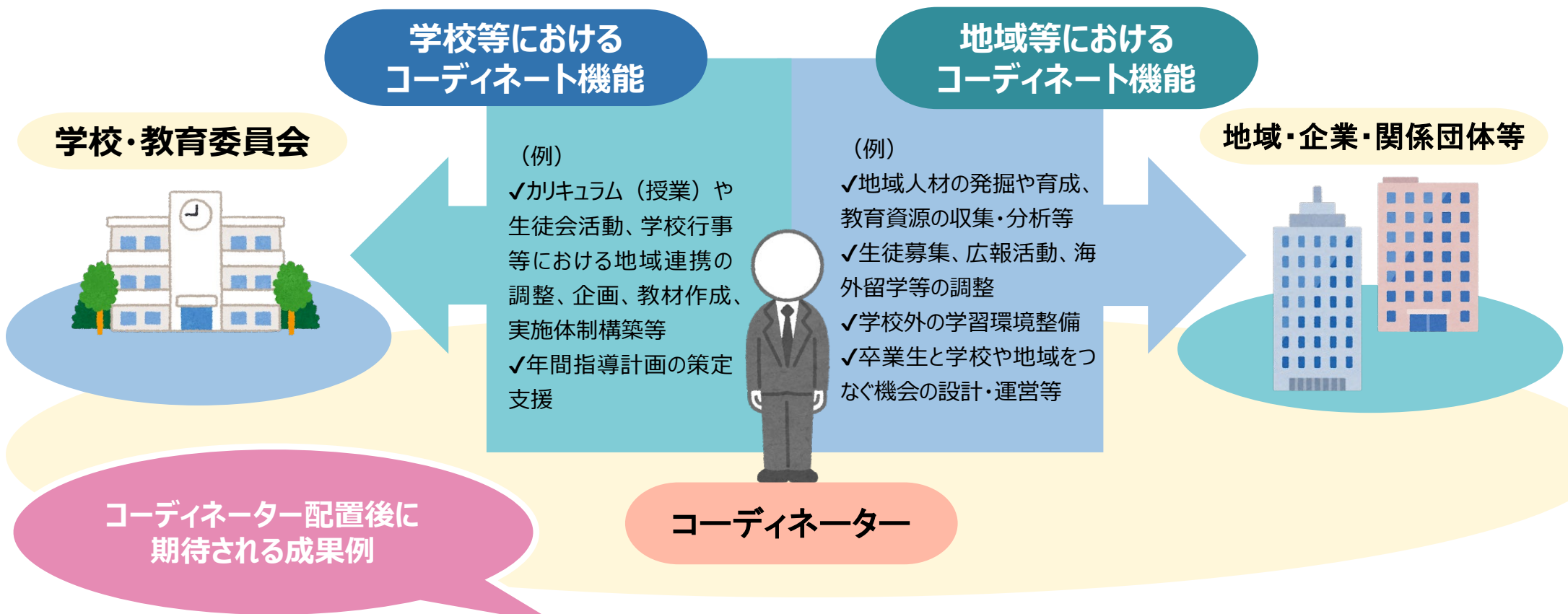
「三つの方針」に基づくカリキュラム・マネジメントを通じた教育活動の展開

各教科・科目での学び

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」

# コーディネーター業務の概要（1）

コーディネーターを配置することによって、「学校と地域の関係性が深まる」「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる」「各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる」といった成果や効果が見られる。



地域の特色を活かした教育活動が充実し、学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる



地域活性化や地域貢献活動などの地域活動に関わる生徒が増え、生徒の学校外での活動に対しても評価がなされるようになる



教員が授業準備や生徒指導などにより力を注ぐことができるなど負担軽減につながる

# コーディネーター業務の概要（2）

- ✓ 必要なコーディネート機能は、役割のレベルによって大きく3つに分類され、特にプレーヤークラス及びマネージャークラスのコーディネーターには、カリキュラム開発に係る専門性の高い知識と、地域人材の発掘、育成、教育資源の収集・整理等のために地域内外との継続的な連携が求められる。
- ✓ コーディネーターが非常勤やボランティア等といった配置では、必要なコーディネート機能を継続的に担うことができず、教職員が多くの役割を担う必要がある。



## サポーター

- |                                    |                               |
|------------------------------------|-------------------------------|
| <b>学校等における<br/>コーディネート業務例</b>      | <b>地域等における<br/>コーディネート業務例</b> |
| ✓探究活動をはじめとした<br>授業支援               | ✓地域との交流にかかる<br>情報提供           |
| ✓学校行事における地域<br>連携企画等の企画や実<br>施、支援等 | ✓地域プロジェクトへの<br>ボランティア参加等      |

現場に寄り添いながら、  
計画の実現を支援する



## プレーヤー

- |                               |                                 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| <b>学校等における<br/>コーディネート業務例</b> | <b>地域等における<br/>コーディネート業務例</b>   |
| ✓探究学習等の企画、<br>指導案づくり、教材作成     | ✓生徒のボランティアや<br>公民館事業への参加調<br>整  |
| ✓ファシリテーション等の<br>運営補助          | ✓生徒募集、広報活動、<br>海外留学等の支援、<br>調整等 |
| ✓フィールドワーク等の企画・<br>調整等         |                                 |

設定された課題に対して、  
計画を立案・実行・改善する



## マネージャー

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| <b>学校等における<br/>コーディネート業務例</b>                      | <b>地域等における<br/>コーディネート業務例</b> |
| ✓学校や地域の特色を<br>活かした学校全体の<br>カリキュラムの策定支援<br>及び実施体制構築 | ✓社会教育及び民間企<br>業等との調整協議        |
| ✓年間指導計画の<br>策定支援、評価方法の設<br>計等                      | ✓スタッフの採用                      |
|  | ✓地域資源や課題の<br>把握、分析            |
|  | ✓地域人材の育成<br>✓人材バンクの構築等        |

課題を設定し解決の枠組みを  
整え、全体を統括する

## 新時代に対応した高等学校改革推進事業実施要項

令和 4 年 1 月 31 日  
文部科学大臣決定

## 1. 趣旨

高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現するため、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた取組や、新しい教育方法を用いた教科等横断的な学習を推進する。

## 2. 事業目的

文部科学省は、上記趣旨の達成に必要な実証的資料を得るため、高等学校改革に関する研究開発（実践的な研究を含む。以下同じ。）を行う高等学校等を「普通科改革支援事業指定校」又は「創造的教育方法実践プログラム指定校」に指定し、新しい時代の高等学校教育を実現する。

## 3. 管理機関・学校設置者

- (1) 本要項においては、高等学校等設置者（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあつては当該学校を設置する株式会社をいう。）を「管理機関」と称することとする。
- (2) 管理機関は、指定された「普通科改革支援事業指定校」又は「創造的教育方法実践プログラム指定校」（以下、「指定校」という。）における本事業の進捗を管理し、指定校に対し必要な支援を行うものとする。
- (3) 管理機関は、指定校における本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、高校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織するものとする。

## 4. 指定の手続

- (1) 管理機関は、文部科学省に本事業の指定に係る申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校の本事業の指定に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 外部有識者による新時代に対応した高等学校改革推進事業企画評価会議（以下「企画評価会議」という。）が、提出された指定申請書を審査し適切と認めるときは、文部科学省は当該学校を指定校に指定する。

## 5. 事業の委託

文部科学省は、指定校における研究開発の実施を管理機関に委託する。

## 6. 研究開発の実施

「創造的教育方法実践プログラム指定校」においては、新しい教育方法を活用した教科等横断的な学びに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則第 85 条（同規則第 108 条第 2 項で準用する場合を含む。）並びに第 79 条及び第 108 条第 1 項で準用する第 55 条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。

## 7. 事業の運営

- (1) 文部科学省は、本事業での研究開発の推進に係る企画、指定校に係る審査及び研究開発の評価等を行うため、企画評価会議を開催する。
- (2) 文部科学省は、指定校における研究開発の実施状況等について、管理機関及び指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

## 8. 指定及び委託の期間

事業の委託は会計年度毎に行うが、指定校としての指定期間は、原則として3年間とする。

## 9. 実績の報告

管理機関は、本事業における研究開発の成果・実績を年度毎に文部科学省に報告するものとする。

## 10. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る研究開発の経理処理状況について実態調査を行うものとする。

## 11. 新時代に対応した高等学校改革推進事業企画評価会議

- (1) 企画評価会議は、高校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、産業界有識者等をもって構成する。
- (2) 企画評価会議は、管理機関及び指定校から、本事業の研究開発の実施状況等について、聴取することができる。
- (3) 企画評価会議は、指定校に対して、定期的に研究開発の評価を行う。

## 12. 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、指定校における研究開発の内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

## 13. P D C A サイクル構築のための調査研究

指定校における研究開発等の取組について成果指標等の作成やその検証を行い、高等学校改革のP D C A サイクルの構築及び運用を推進する取組を実施する。また、指定校が取組等の発表等を行い、その成果の普及を図る全国フォーラム（仮称）を開催する等の成果の普及に関する取組、成果と課題を踏まえて高等学校改革の在り方を研究する取組を実施する。

本取組は、当該調査研究を実施することができる調査研究機関等に委託することとし、当該調査研究機関等は、上記取組の実施に当たり、管理機関及び指定校の取組状況の把握等を行うものとする。

管理機関及び指定校は、当該調査研究の実施に協力するものとする。

## 14. その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、新時代に対応した高等学校改革推進事業委託要項等による。

## 新時代に対応した高等学校改革推進事業委託要項

令和 4 年 1 月 31 日

初等中等教育局長決定

## 1. 趣旨

高等学校は、進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっている。高等学校には多様な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要である。このため、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申等においては、新時代に対応した高等学校教育等の在り方について、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化や、教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成が提言されたところである。また、AI や IoT 等の急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている。

これらも踏まえ、高等学校の特色化・魅力化に向けた普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習を推進することで、高等学校教育における個別最適な学びと、協働的な学びを実現する。加えて、このような学びを実現するために必要なコーディネーターについて、その育成や活躍を支援するための全国プラットフォームを構築するとともに、高等学校教育改革に関する PDCA サイクルを構築するための調査研究を実施する。

## 2. 委託事業の内容

- (1) 文部科学省において指定する「普通科改革支援事業指定校」（令和 4 年度から令和 6 年度の間、「普通科を主とする学科」として、改正高等学校設置基準第 6 条第 1 項に規定する「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」（同基準第 20 条第 1 項に規定する「学際領域に関する学科」又は同基準第 21 条第 1 項に規定する「地域社会に関する学科」等（以下、「学際領域学科又は地域社会学科等」という。）の設置を検討する高等学校等）において、特色化・魅力化を実現するためのカリキュラム開発や実施体制の開発等、普通科改革の実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施する。
- (2) 文部科学省が指定する「創造的教育方法実践プログラム指定校」（遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いた教科等横断的な学びを実践する高等学校等）において、Society5.0 に対応する先端的な学び又は自分のペースでの学習に着目したカリキュラム開発や関係機関との連携協力体制の構築等、高等学校における教科等横断的な学びの実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施する。
- (3) 高等学校等と地方公共団体、産業界、高等教育機関、NPO 法人等との連携・協働体制を構築するにあたり連絡調整業務を担当するコーディネーターに対して、研修や情報共有の場等を提供する「高校コーディネーター全国プラットフォーム（仮称）」を構築するとともに、(1) 及び (2) の取

組を検証し、成果や課題を抽出することにより、他の高等学校にも参照可能な高校改革の事例の横展開等を図る。

### 3. 委託先

「2. 委託事業の内容」(1)及び(2)に示す事業については、高等学校等設置者(国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。)を「管理機関」と称することとする。本事業への申請は、管理機関が行うこととし、文部科学省と管理機関の代表者とが委託契約を締結することとする。

「2. 委託事業の内容」(3)に示す事業については、事業の内容を的確に実施できる産官学の団体等(任意団体含む)を対象とする。なお、任意団体については、次のア～エまでの要件を全て満たすこととする。

- ア) 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- イ) 団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ウ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- エ) 団体等の本拠としての事務所を有すること。

### 4. 研究開発の実施方法(「2. 委託事業の内容」(1)及び(2)示す事業に限る。)

「普通科改革支援事業指定校」においては、学際領域学科又は地域社会学科等における教育に関する研究開発に係る課題を設定し、当該課題に基づいた具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で、特色・魅力ある先進的な教育の実現に資する教育課程や実施体制の開発等の取組に係る調査研究を行う。また、その成果については具体的な評価を行う。

「創造的教育方法実践プログラム指定校」においては、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法による教科等横断的な学びに関する研究開発に係る課題を設定し、当該課題に基づいた具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で、教科等横断的な学びの実現に資する教育課程等の研究開発を行う。また、その成果については具体的な評価を行う。

### 5. 委託期間

原則として令和7年3月31日までとする。ただし、委託契約については年度毎に締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度毎の実績や、次年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された取組を次年度の対象とする。

### 6. 委託手続

#### (1) 「2. 委託事業の内容」(1)に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする管理機関は、実施計画書(普通科改革支援事業)(様式第1)を文部科学省に提出すること。文部科学省は、提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(2) 「2. 委託事業の内容」(2)に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする管理機関は、実施計画書(創造的教育方法実践プログラム)(様式第2)を文部科学省に提出すること。文部科学省は、提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(3) 「2. 委託事業の内容」(3)に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする団体等は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、実施計画書(高校コーディネーター全国プラットフォーム事業)(様式第3)を文部科学省に提出する。文部科学省は、上記により提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

## 7. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、人件費、設備備品費(「2. 委託事業の内容」(2)に示す事業における初年度のみに限る。))、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 事業の実施過程において、各実施計画の内容を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書(様式第5)を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各実施計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が実施計画額の総額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
- (5) 文部科学省は、管理機関又は団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (6) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

## 8. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託(以下、「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託しようとする場合は、実施計画書4.「再委託に関する事項」を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。(様式第4)
- (3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業を第三者に委託(再々委託)することはできない。

## 9. 事業完了(廃止等)の報告



- (1) 管理機関又は団体等は、委託業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、収支金額を確定の上、事業完了（廃止）報告書（様式第6）を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証明できる領収書等の写しとともに文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の事業完了（廃止）報告書等のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

#### 1 0. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9の事業完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、管理機関又は団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、委託業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

#### 1 1. 資産の管理（「2. 委託事業の内容」（2）に示す事業に限る。）

本事業において取得した設備備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）については、事業期間中、善良なる管理者としての注意義務を負って管理するとともに、委託費の額の確定後速やかに文部科学省に財産権を移転するものとする。

また、設備備品の無償貸付け、亡失、損傷、返納、処分に当たっては、文部科学省の承認（内容により報告）を必要とするものとする。

#### 1 2. 委託の取消し

文部科学省は、管理機関又は団体等が本委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託契約を解除することができる。

#### 1 3. その他

- (1) 文部科学省は、管理機関又は団体等における委託業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、管理機関又は団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 管理機関又は団体等は、成果のウェブ上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。

- (5) 管理機関又は団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）

## 審査要項

令和 4 年 1 月 31 日

文部科学省初等中等教育局長決定

「新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）」に係る実施校指定の審査は、この審査要項に従って行う。

### 1. 審査の基本方針

審査は、申請された本事業に関する構想調書について、調査業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

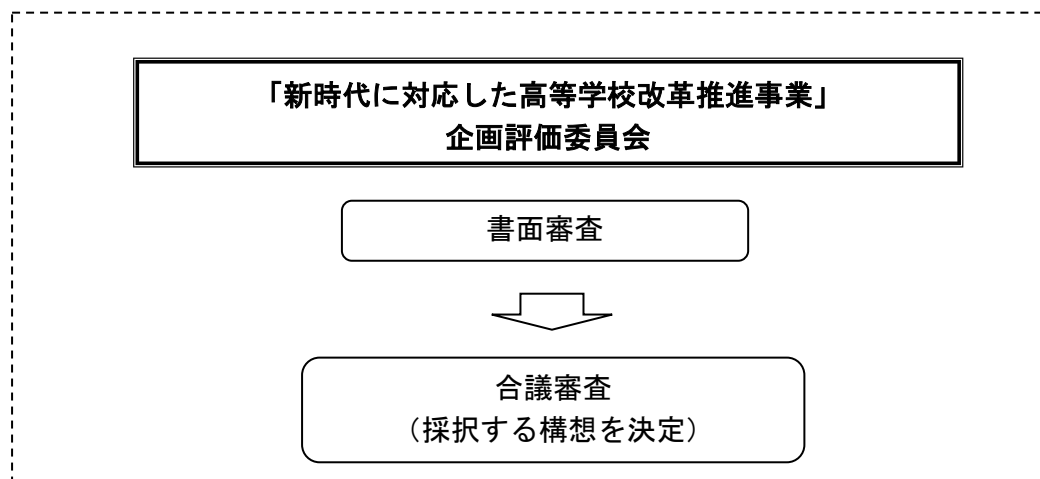
なお、指定に際しては、審査の評点順とするが、取組の特徴、地域性や実施しようとする学科及び学校設置者等のバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮する。

### 2. 審査の方法

#### (1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「新時代に対応した高等学校改革推進事業」企画評価委員会（以下「企画評価委員会」という。）を設置する。
- ② 企画評価委員会においては、受理された全ての申請について、書面審査委員が書面審査を実施する。
- ③ 書面審査後、企画評価委員による合議審査を実施し、本事業として指定する構想を決定する。

#### <審査の手順>



## **(2) 書面審査の進め方**

### **①書面審査**

- ・企画評価委員会は、管理機関から提出された構想調書等について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。
- ・審査にあたっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができる。

## **(3) 指定の決定について**

- ・書面審査の結果を踏まえ、企画評価委員の合議により指定する構想を決定する。なお、指定の決定に際しては、原則として書面審査の評点順とするが、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、取組の特徴、地域性や実施しようとする学科及び学校設置者等のバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮することができること。
- ・指定の決定にあたっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができる。

## **3. 審査の観点**

本事業の採択にあたっては、「新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）審査基準」に沿って審査を行う。なお、審査にあたっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する構想調書等について、事業の実施方針や組織の経験・能力について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

## **4. 開示・公開等**

### **(1) 企画評価委員会の審議内容の取扱い**

各提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価委員会が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

### **(2) 審査結果について**

審査結果及び採択された構想調書は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

### **(3) 企画評価委員の氏名について**

企画評価委員の氏名については、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれが無くなった後、速やかに公開する。

## **5. 協力者の遵守事項**

### **(1) 秘密の保持**

企画評価委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

### **(2) 利害関係者の審査**

- ① 企画評価委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に申し出なければならない。
  - (ア) 競争参加者の構想調書の中に、何らかの形で企画評価委員自身が参画する内容の記載があった場合
  - (イ) 企画評価委員が所属している法人等から申請があった場合
  - (ウ) 企画評価委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
  - (エ) 企画評価委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
  - (オ) 企画評価委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を企画評価委員自身が受け取っている場合
  - (カ) 企画評価委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
  - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他構想調書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された提案に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請書の審査を行わないこととする。また、企画評価委員会における個別審議に加わるできないこととする。
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該企画評価委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は企画評価委員会に当該企画評価委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該企画評価委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに企画評価委員の中から委員長を選任し、当該企画評価委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 企画評価委員は、前項により企画評価委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

### （３）不公正な働きかけ

- ① 企画評価委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業） 審査基準

令和4年1月31日  
文部科学省初等中等教育局長決定

新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

## 1. 書面審査

### （1）第1段階（書面）審査の評点

第1段階審査は、「3. 審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。（配点等は別紙参照）

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

### （2）各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「（3）審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を1とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ③ 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

### 【評点の基本的考え方】

1. 提案書の各審査項目に付す評点（5～1）については、「絶対評価」により付すこととする。なお、各審査項目の審査にあたっては、これまでの取組実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、更に本事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。
  - ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
  - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
  - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
  - ・認定段階3＝3点
  - ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
  - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
  - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による超過措置により認定）＝1点
  - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.5点
  - ・プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
  - ・ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

### （3）審査の観点

#### 1 事業の目的・内容

- 1-1 学際領域学科又は地域社会学科を設置する高等学校を取り巻く状況の分析を踏まえ、必要性及び内容が十分に検討されているか。
- 1-2 学際領域学科又は地域社会学科における取組の目的・目標は、現状分析に照らして適切か。
- 1-3 学際領域学科又は地域社会学科において育成を目指す生徒の資質・能力の内容は適切か。  
(加点) 令和4年度から6年度までの間に、学際領域学科又は地域社会学科を設置することが教育委員会等において正式に決定しているか。

#### 2 実施体制

- 2-1 取組の目的・目標を達成するために、管理機関において、効果的な実施体制及び事業の管理方法が計画されているか。
- 2-2 管理機関において、個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価のために工夫がなされているか。
- 2-3 取組の目的・目標を達成するために、学際領域学科又は地域社会学科を設置する高等学校において、効果的な実施体制及び事業の管理方法が計画されているか。
- 2-4 管理機関及び申請校の研究開発の実績に鑑み、本事業を適切に管理・運営するための実施能力があるとみなすことができるか。

- 2-5 事業の趣旨に照らし、運営指導委員会委員の人選及び運営指導委員会が取り組む内容は適切か。

### 3 学際領域学科又は地域社会学科における取組

- 3-1 学際領域学科又は地域社会学科におけるカリキュラムや教育方法等は、先進的であり、全国の高等学校における普通科改革のモデルとしての役割を果たすものか。
- 3-2 コンソーシアムを置く等関係機関等との連携・協力体制の構築について、目標を達成するために必要な連携・協力先が具体化されているか。
- 3-3 コーディネーターの配置について、その役割が明確化されるとともに、当該高等学校のカリキュラム等に応じて適切な人材の配置が計画されているか。  
(加点) コーディネーターは、常勤で申請校における特色化・魅力化の取組に従事しているか。
- 3-4 学際領域学科又は地域社会学科の設置及び設置に向けた検討について、地域、生徒、保護者等への説明等は適切に行われているか。

### 4 3ヶ年の調査研究計画

- 4-1 調査研究計画は、現状の分析や事業の目標を踏まえた内容となっており、3ヶ年のスケジュールが具体的に策定されているか。
- 4-2 カリキュラムや教育方法等の開発に関する取組の内容は適切に計画されているか。
- 4-3 関係機関等との連携・協力体制の構築に関する取組の内容は適切に計画されているか。
- 4-4 事業の進捗状況の定期的な確認や改善を行うための仕組みが効果的に設計されているか。
- 4-5 事業の目的を踏まえた成果目標が適切に設定されているか。

### 5 成果の普及及び調査研究終了後の取組継続

- 5-1 他校・他地域への成果普及方策が適切に計画されているか。
- 5-2 指定期間終了後の取組が適切に検討されているか。

### 6 経費

- 6-1 計画を実施するために適切な経費が計上されているか。

#### (4) 書面審査結果の報告

書面審査終了後、書面審査の評定を偏差値により補正した数を用いて計算した平均点（小数点以下第2位を四捨五入すること。）を得点とみなし、得点順に整理した審査結果を企画評価会議に報告すること。その際、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができる。



## 2. 指定の決定

企画評価会議は、審査結果を踏まえ、企画評価委員の合議により指定する構想を決定する。指定の決定に際しては、原則として特段の上位の構想から指定することとする。

なお、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、指定する構想全体の1/3以内を目安とし、取組の特徴、地域性や実施しようとする学科及び学校設置者等のバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮した指定をできることとするが、書面審査の評点に「2（やや不十分である）」又は「1（不十分である）」の項目が著しく多い構想は指定しないこととする。

指定の決定にあたっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができる。

## 新時代に対応した高等学校改革推進事業

### (普通科改革支援事業) に関する質問事例

#### 1. 申請の条件について

Q1. 学校設置者以外が申請することは認められますか？

A1. 本事業の管理機関は、高等学校等の設置者としているため、申請する高等学校等の設置者以外が申請をすることは認められません。

Q2. 同一の都道府県や設置者から、複数の申請をすることはできますか？

A2. 同一の都道府県や設置者から複数の申請がなされることは差し支えありませんが、指定決定の際には、地域性等のバランスが配慮される場合があります。

Q3. 学際領域学科又は地域社会学科の設置に向けた検討をこれから行う予定の高等学校等も申請の対象になりますか？

A3. 公募要領「2. 事業の内容(2) 指定の対象」において示しているとおり、令和5年度又は令和6年度の学際領域学科又は地域社会学科の設置に向けた検討を行っている高等学校等も申請の対象となります。なお、各高等学校等における検討の結果、学科の設置を行わないことが決定した場合は、その時点において調査研究を中止し、報告書の提出を求めた上で、翌年度以降の契約を継続しない可能性があります。

Q4. 文部科学省における他の委託事業を受託している高等学校が本事業に申請することは認められますか？

A4. 文部科学省における他の委託事業を受託している管理機関又は高等学校が本事業に申請することは可能ですが、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないため、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画してください。

Q5. 申請希望調書及び構想調書において、教育委員会等における決定を経ている等、組織として設置が決定している場合には「決定」欄に○を付すこと、とされているが、学科の設置が条例事項である場合の議会等における決定や、教育委員会会議等における決定までを求めるものなのか。また、何かしらの証明は求められるのか。

A5. 本項目は、教育委員会として設置の意思決定が行われているかを問うものですので、議会や教育委員会会議等の会議の場で決定している場合だけでなく、教育委員会としての決裁を経ている等、組織として学科の設置を決定している場合に○を付してください。また、提出書類としては、決定されたことを証明する書類を求めておりませんが、企画評価会議において求められた場合は書類の提出を求める可能性があります。

Q6. 特定の高等学校を指定せず、たとえば、管理機関が包括的に調査研究を行うという形での申請は可能か。

A6. 本事業は、「普通科改革支援事業指定校」において調査研究を実施するものであるため、高等学校を指定せずに申請することはできません。

## 2. カリキュラム及び教育方法の開発について

Q1. 本事業で調査研究を行う特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法とは何ですか？

A1. SDGsの実現や Society5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に則した先端性の特色・魅力ある学び（学際領域学科）や、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域が抱える諸課題に対応し、地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学び（地域社会学科）を、関係機関等との連携や、対話的・協働的で深い学びが実践される革新的な教育方法・指導方法等により実現するものであり、全国の高等学校における普通科改革のモデルとなる創意工夫のある取組を想定しています。

Q2. 学校設定教科・科目は何単位分設定する必要がありますか？

A2. 学際領域学科又は地域社会学科の設置要件として、各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を2単位以上設け、全ての生徒に履修させること、学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間を合計6単位以上履修させること、学校設定教科・科目又は総合的な探究の時間を原則として各年次にわたり履修させることが要件となっています。

Q3. 令和5年度以降に新学科を設置する場合、本事業開始時点（新学科の開設前）から新学科設置の要件を満たすカリキュラムを編成している必要はありますか？

A3. 本事業においては、原則として3年間での研究開発を予定しているため、当該期間を通じて必要なカリキュラム開発等が実施できるよう、取組を進めてください。このため、事業開始初年度からの完全な実施が必須の要件とはなりません、実施可能な教科・科目等において調査研究を実施するよう努めてください。

Q4. カリキュラム開発に係る外部有識者には、どのような人材を起用する必要がありますか？

A4. カリキュラム開発に係る外部有識者は、地域や学校のニーズや現状・課題の分析を通じたカリキュラム開発及び人材の発掘、教育資源の収集・整理等のプロジェクトマネジメント等を担うことから、地域と学校の双方の視点を踏まえ、自ら主体的に企画・提案ができる者などが求められます。

Q5. 今回、研究開発事業として、教育課程の特例は認められるのか。

A5. 本事業においては、学校教育法施行規則第85条並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づく、現行教育課程の基準に拠らない教育課程を編成すること（教育課程

の特例)は認められません。他方、学校設定教科・科目として、特色ある教科・科目を設定することは可能です。

Q6. 現時点でどのような学校設定教科・科目を設定するかが決まっていない場合、申請書類にはどのように記載すればいいか。

A6. 現時点で記載できる範囲で、例えばどのような目的の学校設定教科・科目を設定するのか等をご記載ください。なお、調査研究の中で、設定する学校設定教科・科目の内容が変更・具体化することはありえることと考えてお

ります。

### 3. 関係機関との連携・協力体制の構築について

Q1. 関係機関との連携・協力体制の構築について、コンソーシアム等とはどのようなものでしょうか？

A1. コンソーシアムは、管理機関及び高等学校等と、高等学校等が所在する市町村やその市町村が設置する小・中学校等、地域の企業、高等教育機関、研究機関、高等学校等の教育活動を支援する団体等が、計画的・持続的に連携・協働を図るための協議体です。必ずしも新たな組織を設けることは必要なく、各高等学校や地域の実情に応じて、学校運営協議会や地域学校協働本部の活動を一体的に推進し、関係機関とのコーディネート機能を担っているものをコンソーシアムとして位置付けることも考えられます。

Q2. これまでも地域の関係機関と連携をしてきましたが、更に新たな機関との連携が必要になりますか？

A2. 既存の取組がある場合、必ずしも新たな機関との連携を必要とはしませんが、連携内容については本事業で行う課題研究内容を踏まえて発展させることが必要です。

Q3. 関係機関等との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？

A3. 関係機関との連携については、内諾を得るなど、相当程度の実現可能性があることが必要です。したがって、構想調書には、できる限り具体的な人材名、関係機関名等を記述してください。

Q4. 「関係機関等」とはどのような対象が想定されていますか？

A4. 学際領域学科においては、各社会的課題に関連する最新の知見を有する国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関、研究機関、企業、NPO 法人等が想定されています。地域社会学科においては、高等学校が所在する地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体、社会教育機関、NPO 法人等が想定されています。

Q5. 文部科学省受託事業において既に運営指導委員会やコンソーシアムを設置している場合、本

事業において同構成員をもって運営指導委員会やコンソーシアムとすることは可能か。また、その経費を本事業から支出することは可能か。

A5. 本事業と既に受託している事業の趣旨に照らし、同構成員で本当に本事業に必要な体制を整えることができるかを検討していただくことが必要です。構成員等を同じとしていただくことは問題ありませんが、既事業と研究内容が異なるため、構成員にもその趣旨を十分理解していただけるように運営を行ってください。また、経費を重複して支出することはできません。本事業に関する業務の場合は本事業の委託費から、既受託事業に関する業務の場合は既受託事業から経費を支出し、その経費が重複しないよう、厳重に注意し、整理してください。

Q6. たとえば、学際領域学科1校、地域社会学科1校を同一管理機関より申請する場合、それぞれの学校に運営指導委員会を設置するのではなく、1つの運営指導委員会が2つの学校を指導・助言する形での運営は可能か。

A6. 運営指導委員は、それぞれの学校の特色や取組内容を踏まえて専門的知見から指導・助言を行う者であるため、その趣旨に鑑みて、それぞれの学校の在り方について検討をすることができる体制が整っているかという観点でご判断ください。

Q7. 運営指導委員会は、「第三者により構成される必要」があるとされているが、都道府県教育委員会は運営指導委員会に入ってもいいのか。

A7. 管理機関自身が運営指導委員会の構成員となることも考えられますが、管理機関のメンバーのみで構成される等のことがないよう、専門的知見を有する第三者にご参画いただく体制を整備してください。

Q8. 運営指導委員会やコンソーシアムについて、令和5年度以降に一部の委員や構成組織の変更を行うことは可能か。

A8. 可能です。

#### 4. コーディネーターの配置について

Q1. コーディネーターはどこに配置されるのでしょうか？

A1. 本事業においては、コーディネーターは、関係機関等との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員として高等学校に配置すること（当該高等学校における校務分掌の中に位置づけること）としています。

Q2. 管理機関において、コーディネーターを任用又は委嘱することは必ず必要でしょうか？

A2. 本事業においては、管理機関がコーディネーターを任用又は委嘱することとしているため、必ず必要であり、コーディネーターに係る経費は管理機関から支出してください。

Q3. 事業実施初年度からコーディネーターを配置することが困難な場合、代替できる方法はあり

ますか？

A3. コーディネーターは本事業において重要な役割を担うことから、新学科の開設前においても、初年度から専任の者を配置することが望ましいですが、困難な場合は、都道府県等の職員にその役割を兼務させる等の方法により、各教科・科目や総合的な学習（探究）の時間等の実施時における外部との調整、探究的な学習活動のファシリテーションに係る業務の円滑な実施を図っていく必要があります。この場合であっても、遅くとも新学科の設置までにはコーディネーターを学校に配置することが必要です。

Q4. コーディネーターはどのような者が想定されるのでしょうか？

A4. コーディネーターには、学校等におけるコーディネート機能（授業等における地域連携の調整、企画等）と地域や関係機関等におけるコーディネート機能（地域人材の発掘や育成、教育資源の収集・分析等）が期待されており、カリキュラム開発に係る専門性の高い知識や、地域内外との継続的な連携を行うための資質・能力を兼ね備えた人物が期待されます。

Q5. 現職の教員がコーディネーターとなることはできますか？

A5. 現職の教員が関係機関等とのコーディネート業務を担うことも想定されますが、本事業においては、コーディネートを主として行う者をコーディネーターとして教員とは別に配置してください。

Q6. 1つの高等学校等が複数のコーディネーターを配置することは可能ですか？

A6. 事業総額の範囲内において複数のコーディネーターを配置することも可能ですが、役割が重複しないよう整理が必要です。

Q7. 1人のコーディネーターが複数の高等学校のコーディネーターとなることは可能でしょうか？

A7. 同一人物が複数の高等学校のコーディネーターとなることは可能ですが、本事業においては、あくまで各高等学校にコーディネーターを配置することが要件となっておりますので、配置の形態等にご留意ください。

Q8. 地域おこし協力隊の方がコーディネーターとなることは可能ですか？

A8. 本事業と他省事業の経費区分を明確にすることができれば、計上は可能ですが、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないため、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画してください。

Q9. コーディネーターについて、高校の校務分掌に位置づけることとあるが、その趣旨はなにか。また、必ず位置づけることは必要か。

A9. 本事業において研究を行う際には、高等学校の教員だけではなく、コーディネーターが一体となって研究を進めていただくことが大変重要と考えています。よって、本事業では、高等学校を

中心として、関係機関等との連携協力が円滑に行われるよう、コーディネーターを高等学校に配置することを要件としており、その意味で高校の校務分掌に位置づけることと記載をしております。なお、本事業においては高等学校に配置することが要件となっているため、必ず高等学校に配置することが必要です。

Q10. コーディネーターがどのような役割を担うかについては、地域の実態やコンソーシアムの状況に応じて決定するというだけでよいか。

A10. 問題ありません。

Q11. コーディネーターの人件費を本事業の委託費から支出することは可能か。

A11. 可能です。

Q12. コーディネーターの配置について、コーディネート機能を有するNPO組織にお願いする等として、コーディネーターを、個人ではなく団体とすることも可能なのか。

A12. 「コーディネーター」自体は個人を想定しているため、複数の個人にお願いをする形になると思われますが、学校に複数のコーディネーターを配置することは問題ありません。そのうえで、①今回の申請書類では、コーディネーターの個人名が決まっている場合には記載し、その方の資質・能力を問うような様式となっていること、②学校側に配置されている（校務分掌に位置づけられている）必要があることを踏まえて、適切な体制が整えられるかどうかを学校においてご検討ください。

## 5. 管理機関及び高等学校の組織体制等について

Q1. 管理機関にはどのような役割がありますか？

A1. 管理機関は、指定校における業務の進捗を管理し、指定校に対し必要な支援を行うこととしています。このため、例えば、本事業を指定校が実施するために必要な予算を措置することや、進捗を管理するために定期的に学校に訪問し指導助言することなどを想定しています。

Q2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？

A2. 運営指導委員会の人数の上限・下限や開催頻度についての決まりはありませんが、第三者委員会として本事業の運営に対する指導、助言を専門的見地から行うに当たり、最も公平かつ有効と考えられる人数及び開催頻度を、管理機関で御判断下さい。

Q3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。

A3. 運営指導委員会は、指定校における本事業の運営に関し、客観的に指導、助言を行う機能を担います。したがって、専門的見地を有する第三者により構成される必要があり、コンソーシアム等の構成員が加わることで自体が否定されるものではありませんが、全員がコンソーシアム等の

構成員となることは、運営指導委員会の第三者性を担保する観点から問題があると考えます。

Q4. ある学校の運営指導委員が、他の学校の運営指導委員を兼務することはできますか？

A4. 学校毎に管理機関が設置する運営指導委員会の構成員は、それぞれの学校の特色や取組内容等を踏まえ、本事業の運営に関して専門的見地から指導、助言を行うことのできる人材で構成する必要があります。当該観点を踏まえ、結果的に同一人物が複数の運営指導委員会の委員を兼務することは可能です。

Q5. 学校全体として組織的・計画的に研究開発に取り組む体制について留意点等を教えてください。

A5. 学校長のリーダーシップのもと、新学科の位置づけやコーディネーターの役割を明確化するとともに、人事異動等によって特定の教師が異動した場合等においても取組が継続するよう、体制を整備すること等に留意してください。

## 6. 成果目標等の設定について

Q1. 成果目標・活動指標はどの程度具体的に設定する必要がありますか？

A1. 客観的に事業の成果を評価する観点から、できるだけ具体的かつ定量的な目標が設定され、構想の目的の実現に向けた挑戦的な目標値が掲げられることが望ましいです。

Q2. 成果指標等の対象は学年全員ですか。それとも本事業の対象生徒のみですか？

A2. 原則、本事業の取組の対象者としませんが、本事業の対象でない生徒との比較の観点から成果を把握するため、本事業の対象でない生徒（同一高等学校の他の学科に在籍する生徒等）に対しても調査を行うよう努めてください。

Q3. 本事業開始時点において、新学科を開設していない場合でも、成果指標等の設定は必要ですか？

A3. 令和6年度に向けて、新学科においてどのような資質・能力を身につけさせたいのかという目標を前提として、事業開始時点（令和4年度時点）での成果指標等も設定してください。

## 7. 事業の評価・成果の普及について

Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？

A1. ホームページ上での活動報告や各種研修会での先進事例としての報告などを通じ、事業の成果を他の高等学校や自治体等で活用できるよう広く社会への周知に努めてください。

Q2. 国は、本事業により高校生が取り組んだ調査研究の内容について発表する場を企画していますか？



A2. 本事業においては全国フォーラム（仮称）を開催する予定（1 日日程を想定）としています。具体的な内容は検討中ですが、そうした場において指定校の取組を発表いただく可能性があります。

## 8. 経費について

Q1. 約 560 万円というのは、1 年間の委託額ですか、それとも 3 年間の総額ですか？また、1 年間の委託額の場合、2 年目以降の額はどうなりますか？

A1. 金額は、令和 4 年度の額です。2 年目以降の委託額については、1 年目の実績を踏まえて、翌年度の予算の範囲内で対応します。

Q2. 運営指導委員会の運営に係る経費は委託費の対象となりますか？

A2. 運営指導委員の諸謝金や旅費、会議費は対象となります。

Q3. 謝金についての目安はありますか？

A3. 本事業において、謝金等の目安は設けておりませんので、各管理機関が基準単価等を適切に設定してください。なお、社会通念上著しく高額となるものについては委託費の対象外とします。

Q4. 謝金の基準単価等は必ず設定する必要がありますか？

A4. 謝金等の基準単価を設定せずに謝金の支払を行う場合には、当該金額の妥当性を説明する書類を必ず添付してください。

Q5. 取組の実施において、航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する予定です。この場合は「委託要項」の「8. 再委託」に該当しますか？

A5. 該当しません。旅行会社への委託料の中においても、対象外となる項目が含まれている可能性がありますので、対象となる項目についてそれぞれの経費区分に計上してください。具体的には、航空運賃等は旅費に、バスの借り上げについては借損料に計上してください。

Q6. 新幹線のグリーン料金は委託費の対象となりますか？

A6. グリーン料金は対象外です。

Q7. 航空機に複数のグレードの座席運賃が設定されていますが、どのグレードの運賃でも委託費の対象となりますか？

A7. 航空機を利用する場合で、複数のグレードの座席運賃が設定されている場合には、最も安価なグレードの座席運賃のみ対象とします。なお、最も安価なグレードの座席が満席等の事情によりやむを得ず上級グレードの座席を利用する場合には、当該やむを得ない事情を説明する書類を添付してください。

Q8. 雑役務費の対象経費として、「保険料」とありますが、具体的にはどのような保険料ですか？

A8. 保険の対象者は、生徒・教師等であり、傷害保険（本事業を実施するために新規で加入する保険に限る）など、事業を実施する上で法律により支払いが義務付けられている保険料を計上することとします。

Q9. 単価が10万円未満であればパソコンやタブレットを購入することは可能ですか？

A9. パソコンやタブレットなどの耐用年数が1年以上の場合には、本事業においては「設備備品」として扱うこととするので、これらのものを「消耗品費」で購入することは想定していません。

Q10. 消耗品費でパソコンソフトを購入することは可能ですか？また、クラウドサービスによるアプリケーションの契約は可能ですか？

A10. 本事業は、カリキュラム開発を目的としていることから、ソフトウェアの購入は想定していませんが、カリキュラム開発に必要な不可欠なソフトウェアの単価が10万円未満であれば消耗品費による購入は可能です。なお、クラウドサービス利用による月額契約等に係る経費は雑役務費となります。

Q11. 「支出を証する書類」について、航空機の半券を紛失した場合には、どうすればよいですか？

A11. 航空機を利用した場合には、領収書の他に搭乗半券が必要となりますが、搭乗半券を紛失した場合には、航空会社が発行する搭乗証明書などにより当該航空機を利用したことが分かる書類を添付してください。

Q12. 交通費の「支出を証する書類」について、路線バスを利用した場合でも領収書が必要となりますか？

A12. 路線バス等の利用により領収書の添付が困難な場合には、利用区間と当該区間の料金が分かる書類（HPから印刷など）を添付してください。

Q13. 旅行会社発行の領収書には委託費対象外の経費が含まれてしまう場合がありますが、委託費対象経費のみの領収書を添付する必要がありますか？

A13. 領収書は、可能な限り本事業の委託費の対象となっている経費に対する金額が記入されているものを添付してください。なお、委託費対象経費のみの領収書の添付が困難な場合には、領収書に記載された金額について、委託費対象経費と対象外経費の内訳を説明する書類を添付してください。

Q14. 交通手段としてタクシーを利用することは可能ですか？

A14. 陸路の交通手段としては、路線バス又は鉄道を想定しています。やむを得ずタクシーを利用する場合には、領収書の他にタクシーを利用する必要性を説明する書類を添付してください。

Q15. パソコン等を3年間リース契約した場合には、3年分の経費が委託費の対象となりますか？

A15. リース契約に係る経費については、令和4年度の契約期間に対応する額のみが委託費の対象となります。

Q16. 本事業で任用する会計年度任用職員に支給する期末手当は委託費の対象となりますか？

A16. 本事業においては、人件費を委託費の対象としています。このため、一般的に人件費に該当する「期末手当」についても委託費の対象として差し支えありません。

Q17. 学校設定科目において、企業等の方に来校いただいたり、企業からサポートしてもらうことに関して予算を計上することは可能か。

A17. 諸謝金等の形で、学校設定科目・科目の実施にあたり企業等の方に来校いただく経費を措置いただくことは問題ありません。あくまで学校設定教科・科目は申請する高等学校において実施されるものであることから、経費については、この点も踏まえて適切に計上してください。

Q18. 再委託の予算の上限はあるか。

A18. 再委託費はあくまで必要最低限の範囲において認められるものであるため、事業の執行にあたり適切な範囲で計上してください。また、再委託においても経費が適切に支出されるよう管理機関において注意してください。

Q19. 再委託についてはどのような経費を想定しているか。たとえば、パンフレットの作成やアンケートの修正等は雑役務費として考えてよいか。

A19. 問題ありません。

## 9. その他

Q1. 提出書類の別紙様式7「担当者名簿」について、「4 申請機関」の担当者欄は、指定を受けようとする学校の教員でも構いませんか？

A1. 申請機関の担当者欄は、本事業の管理機関の担当者を記入してください。

Q2. 公募のスケジュールはどうなっていますか？

A2. 本事業の公募期間は、令和4年●月●日～●月●日までとなっています。ただし、指定を希望する場合には、●月●日までに「申請希望調書（別紙様式1）」を提出する必要があります。申請希望調書が●月●日までに提出されない場合には、公募期間内に構想調書等を提出した場合でも審査の対象にはなりません。

Q3. 審査はどのように行いますか？

A3. 書面審査を行った後、企画評価会議の合議審査により指定する構想を決定します。審査の結果は、令和4年3月中旬～下旬に管理機関に連絡を予定しています。

- Q4. 審査の結果、申請した構想が指定された場合には、いつから事業に着手出来ますか？
- A4. 本事業の実施にあたっては、国と管理機関の間で委託契約を締結する必要があります。このため、指定が内定した場合には、委託要項で定めている事業計画書等を改めて提出する必要があります。契約手続きについては改めて該当する管理機関に連絡します。また、国の委託費の対象となる経費は、国と管理機関が契約書を締結した日以降に支払義務が生じた経費となります。
- Q5. 事業期間終了後もコーディネーターの配置は必須要件となるのでしょうか？
- A5. 学際領域学科及び地域社会学科においては、コーディネーターの配置は法令上努力義務とされておりますが、公募要領「2. 事業の内容（6）申請要件」に示すように、管理機関が、文部科学省による委託機関終了後においても継続的に取組が行えるよう支援することが要件となっております。
- Q6. 構想調書が21ページ以上になるが、差支えないか。
- A6. 構想調書の様式内に記載されているページ数を守っていただければ、別添資料も含めて21ページ以上になることは問題ありません。
- Q7. 構想調書 1（3）「当該学科における特色・魅力ある先進的な教育の取組」と4（1）「カリキュラムや教育方法等の特色・魅力ある先進的な教育の内容」の違いはなにか。
- A7. 1（3）は事業の概要を記載するものであり、4（1）は教育課程の詳細を記載するものです。
- Q8. 構想調書 3（1）「管理機関における実施体制や事業の管理方法」及び（3）「学際領域学科又は地域社会学科を設置する高等学校における事業の管理方法」について、管理とはどのようなものを想定しているのか。管理機関と学科を設置する高等学校が同じ管理方法でもよいのか。
- A8. 問題ありません。本部分には、学校における取組の進捗状況を管理機関においてどのように把握するのかをご記載ください。
- Q9. 構想調書 3（2）「管理機関における事業全体の成果検証、評価のための体制、考え方」とはどのようなものを想定しているのか。3年間の成果を検証し最終年度に成果物等を示すことで検証としていいのか、年度ごとの目標を立てその目標に対する成果を検証することを想定しているのか。
- A9. 成果検証は、年度ごとの目標を立てその目標に対する成果検証を行ってください。
- Q10. 構想調書3（4）「管理機関及び新製鋼における研究開発の実績」について、管理機関における実績とは何を書けばよいのか。
- A10. 管理機関において、国からの委託事業を受けた実績や、管理機関として類似した事業を実施した実績等があればご記載ください。
- Q11. 構想調書4（5）「学際領域学科又は地域社会学科の設置及び設置に向けた検討に関する生

徒、保護者、地域等への説明の実施」について、今後説明を行う方法について記載すればよいのか。

A11. 問題ありません。

Q12. 構想調書5(3)「事業の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組み」について、アウトプットやアウトカムはどのようなものを想定しているのか。

A12. 文部科学省において実施している「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」等における成果報告書等も参考にご記載ください。

Q13. 運営指導委員会やコンソーシアムの構成員、コーディネーターについて、所属や氏名を記入する欄があるが、必ず氏名まで記入しなければならないのか。

A13. 必ず氏名まで記入しなければならないものではありませんが、少なくともどのような役割を担うのかについてはご記載ください。

Q14. 構想調書別添1「学校設定教科・科目の設定に関する説明資料」について、各年で学校設定科目を設定する場合は年次ごとにシートを作成する必要があるか。

A14. シートは3年次分まとめて1枚のものをご作成ください。

Q15. 構想調書別添2における成果目標とはどのようなものを想定しているのか。例示してほしい。

A15. 文部科学省において実施している「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」等における成果報告書等も参考にご記載ください。

Q16. 学際領域学科及び地域社会学科以外の新しい普通科については、今後別途調査研究時の公募があるのか。

A16. 本事業においては、「学際領域学科又は地域社会学科等」が対象となっておりますので、その他普通科も本事業の対象となっております。

Q17. 「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」において、コーディネーターを探すこともできるのか。

A17. 「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」においては、コーディネーターが集まるフォーラム等の開催も予定しており、そのような場でコーディネーターを探していただくことは可能です。

Q18. 本委託事業を受託した場合、教員の加配措置はあるのか。

A18. 研究指定校に対する加配措置は本事業にはございません。そのため、令和4年度においては、本事業の受託による加配措置はありません。一方で、新学科を設置することによる科目増等を鑑みて加配措置の検討を行っており、令和5年度以降については、新学科準備の検討と予算の状況により、加配を希望することが可能です。詳細は各都道府県等教職員定数担当と連携して

ください。

Q19. 申請書類はこのまま公表されるのか。

A19. ビジュアル資料や構想の概要等はHPに掲載することを予定しておりますが、書類をこのまま公表することは想定していません。